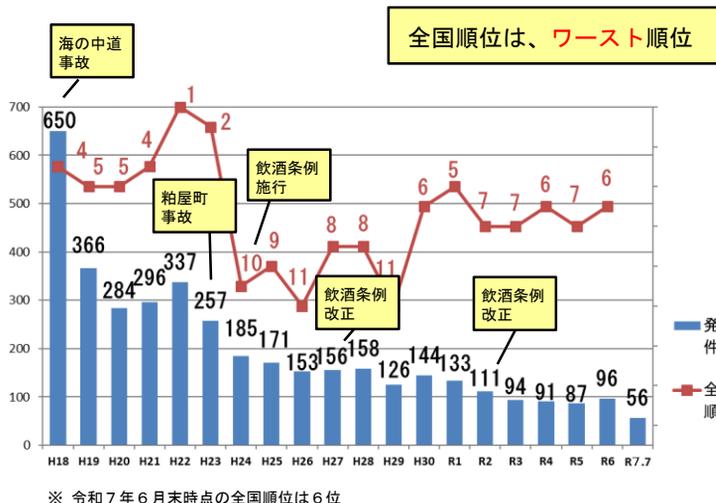
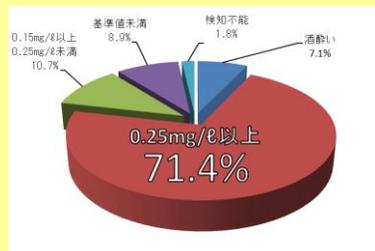


1 福岡県における飲酒運転による交通事故の状況



運転者が保有していたアルコール濃度割合



約7割が「高濃度アルコール保有者による酒気帯び運転」です。

アルコールの影響を認識しつつ、敢えて運転している悪質な運転者が多いことが分かります。

※ 高濃度～呼気0.25mg/ℓ以上の酒気帯び運転

2 飲酒運転を目撃した際の通報は県民の義務 (福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例)

こんなときは、必ず110番!

- ・ 駐車している車の運転席で飲酒している。
- ・ 酒に酔った様子の人や酒臭のする人が自転車や、車の運転席に乗ろうとしている。
- ・ 「蛇行運転」や「青信号なのに発進しないなど、飲酒運転の疑いのある車や自転車を見かけたときも、110番通報を。

福岡県警察からお願い

- 「あの車飲酒運転かも」「あの人が飲酒運転するかも」そう思ったときは、迷わず110番通報してください。
- ・ 断片的な情報でも構いません。
 - ・ 通報された方の氏名等を相手に伝えることは一切ありません。
 - ・ 結果的に飲酒運転でなくても構いません。

110番通報の方法

- ① 「110」に電話
- ② 警察官が必要なことを尋ねるので安心して通報してください
- ③ 警察官が現場へ直行



福岡県における飲酒運転通報件数・検挙件数

通報：1376件 (前年同期比+166件)
 通報による検挙：143件 (前年同期比+34件)
 ※ 集計期間：令和7年1月1日～令和7年7月31日

飲酒運転通報訓練マニュアル動画を
 YouTubeで公開中

こちらのQRコードからアクセス

3 飲酒運転の代償

- ① 罰則 酒酔い運転：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
 酒気帯び運転：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ② 行政処分 (※処分の前歴及びその他累積点数がない場合)

酒酔い運転	35点	免許取消 (欠格期間3年)
酒気帯び運転	0.25mg/L以上	免許取消 (欠格期間2年)
	0.25mg/L未満	免許停止(90日)
	0.15mg/L以上	

場合によっては、

欠格期間が**10年**にも!

例：酒酔い運転をしていた者が、ひき逃げをした場合

運転者以外にも罰則が

- ① 車両の提供：お酒を飲んだ人やこれから飲む人に車を貸してはいけません。
 - ② 酒類の提供：車を運転する人にお酒を飲ませてはいけません。
 - ③ 車両に同乗：お酒を飲んでいる人が運転する車に同乗してはいけません。
- ※ ①～③とも禁止されており、拘禁刑や罰金刑が定められています。

罰金や行政処分のほか、**逮捕、失業、家庭崩壊**も…

4 アルコールの分解に必要な時間の目安

ビールであれば 焼酎であれば チューハイであれば ワインであれば



いずれかを飲めば…

4時間以上

(女性は5時間以上)

※ 体調・体質・アルコール濃度によっては、さらに時間が掛かります。

よくある勘違い

「一眠りしたから大丈夫」

睡眠中は肝臓の機能が低下し、体内のアルコール分解速度は遅くなります。

「風呂やサウナで汗を流したから大丈夫」

体内のアルコールの多くは、肝臓で分解されるので、汗や尿などでアルコールが抜けることはほとんどありません。

飲酒運転は、絶対しない! させない! 許さない! そして、見逃さない!

※ この資料は県警ホームページ「飲酒運転の撲滅」カテゴリに掲載しています (ホーム→飲酒運転の撲滅→飲酒運転撲滅に関する各種資料)。
 お問い合わせ：福岡県警察本部 交通企画課 飲酒運転対策係 092-641-4141 (内線5034)

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の拘禁刑

又は

10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の拘禁刑

又は

30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の拘禁刑 又は

50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の拘禁刑 又は

50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は

2年以下の拘禁刑 又は

30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」
は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為



信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反 等

悲惨な飲酒運転事故を、

覚えていますか。

海の中道大橋(福岡市東区)

平成18年8月25日

家族5人が乗った車が飲酒運転の車に追突され、車は橋から海に転落。
幼いきょうだい3人(当時1歳、3歳、4歳)が死亡。

飲酒運転は、

大切な人の人生を奪う

飲酒運転撲滅週間

8月25日~8月31日

福岡県警察・一般財団法人福岡県交通安全協会